

答 申 書

答申第2－1号（諮問第2号）

令和6年10月31日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町個人情報保護審査会

令和6年6月21日付け井発第1636号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年10月2日付け井発第5175号、第5176号、第5177号、第5178号により、井川町長が行った本件処分群は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書」及び「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書」による不利益処分を取り消すよう求めている、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

本件申請は、郵送請求であり、個人情報保護法施行令第22条2項に基づき、「運転免許証の写し」と「当該請求前30日以内に作成されたことを裏付ける消印の付された封筒の写し及びその中に入れられた書面の写し」を添付していることから、適法に請求している。本件不利益処分は、実施機関の誤った条文解釈により、法令の規定を超え且つ制限を加えるものであり、権利の濫用又は裁量権の逸脱と言わざるを得ない。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分を行うにあたって、国の機関である個人情報保護委員会へ関連法令等の解釈について照会を行った。個人情報保護委員会からは、「個人情報保護法に基づく郵送による申請において、個人情報保護法施行令第22条第1項各号に定められた本人確認書類の複写の他に、原則的に住民票の写しが必要となること、住民票の写しの提出が難しい「やむを得ない理由」がある場合は、町長が適当と認める書類を住民票の写しに代えて提出させることができる」との回答を得た。町当局で把握している限り、審査請求人は、災害による一時的転居や海外長期滞在等の「やむを得ない理由」により住民票の写しが送付できない状態ではない。また、住民基本台帳上の住所に対して頻繁に郵送でのやりとりをしていることから、住所と居所が異なる蓋然性も極めて低い。

個人情報保護制度は、ごく一部の例外を除き、町の条例によって町の解釈で運

用することができるものではなく、個人情報保護法によって全国的、画一的に運用されることが求められる制度である以上、町独自の解釈によって例外的取り扱いを拡大解釈することが許容されるものではない。少なくとも本件申請をした時点において、審査請求人が個人情報保護法上の請求を郵送で行う場合、住民票の写しを添付することが必須条件となり、審査請求人の主張する「誤った条文解釈により、当該法令の規定を超え且つ制限を加えるものであり、権利の濫用又は裁量権の逸脱」である事実はないため、本件処分は正当である。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

開示請求書を送付して開示請求する場合における本人確認手続について、個人情報の保護に関する法律施行令第22条第2項には、開示請求人が「①開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証等を複写したもの」及び「②住民票の写しその他行政機関の長等が適当と認める書類」の2点を提出する必要がある旨が規定されている。よって、こういった書類を本人確認書類として認めるのか、行政機関の長等に裁量権があるが、その取扱いが裁量権の逸脱にあたるかどうか問題となる。

本件は、開示請求書を送付して開示請求する場合における本人確認書類として、住民票の写しの提出を求め、開示請求人から添付された封筒の写し等を個人情報の保護に関する法律施行令第22条第2項の「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として認めなかったものである。封筒の写し等は、住民票の写しとの比較では、本人確認書類としての画一性、確認作業の負担、信用性等に差があり、住民票の写しの取得が比較的容易であることから、現時点で封筒の写し等を「その他行政機関の長等が適当と認める書類」として提出を認めなかったことが裁量権の逸脱にはあたるとはいえない。

よって、開示請求人が提出すべき本人確認書類を提出していないので、保有個人情報の開示をしない旨の決定及び保有個人情報の利用停止をしない旨の決定とした実施機関の対応は誤りではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年10月2日付け井発第5175号、第5176号、第5177号、第5178号により、井川町長が

行った本件処分群は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年10月25日にあってから、審査会に対して諮問するまで約8ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年6月21日	諮問の受理（諮問第2号）
②	令和6年8月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和6年10月31日	答申案の審議
④	令和6年10月31日	答申

7 答申に関与した委員

井川町個人情報保護審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 祐輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士